

第5次利根町総合振興計画策定方針（案）

目次

1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の名称.....	1
3	計画策定の視点.....	2
	視点 1 町民と行政が未来を共有し、協働で取り組む計画.....	2
	視点 2 まちの魅力とブランド力を高める計画.....	2
	視点 3 行政の経営指針として活用できる計画.....	2
	視点 4 国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画.....	2
4	計画の点検・評価.....	3
5	計画の構成.....	3
	(1) 基本構想.....	3
	(2) 基本計画.....	3
	(3) 実施計画.....	3
6	計画の策定体制.....	4
	(1) 住民の参加体制.....	4
	(2) 審議会の設置.....	5
	(3) 庁内の策定体制.....	6
7	計画の策定.....	7

1 計画策定の趣旨

利根町（以下「本町」という。）では、平成10年度からの22年間を計画期間とする「第4次利根町総合振興計画」に基づき、本町の将来像「誰もが安心して豊かに生活できる元気なまち」を目指してまちづくりを推進しているところです。

しかしながら、わが国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとするさまざまなリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する住民意識の高まりなど、本町を取り巻く環境は、大きく変化しています。また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりなど、本町に期待される役割は、ますます大きくなっています。

このような厳しい環境の中、本町においても、さらに自立し、持続的な発展が可能となるよう、地域特性や資源を最大限に活かすとともに、各種の政策課題に対して、町民と行政との協力や役割分担による協働と連携の方策を探り、新しい時代にふさわしい魅力ある本町の創造を図ることが重要となっています。

平成23年5月に、基本構想の策定義務（改正前の地方自治法第2条第4項）が地方自治法から削除され、総合計画の策定義務はなくなりましたが、目指すべき本町の将来像を描き、その実現に向けて実施する施策や事業の体系を示す計画の策定は依然として必要となっています。

このことから、本町としては今後とも、各分野の行政計画の最上位に位置づけるとともに、まちづくり全体また、各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的として、第5次利根町総合振興計画（以下「本計画」という。）を策定します。

また、基本構想を町議会の議決事項とすることを定めた条例整備を総合計画の策定と併せて進めることとします。

2 計画の名称

本計画の名称は「第5次利根町総合振興計画」とします。

3 計画策定の視点

少子高齢化や人口減少の急速な進行など、社会経済情勢が大きく変化する状況下において策定する本計画は、より現実的かつ実効性を高めつつ、町民が安心して豊かに生活できる元気な未来を想像できることを念頭に置き、以下に掲げる視点に留意し、本計画を策定します。

視点 1 町民と行政が未来を共有し、協働で取り組む計画

利根町のまちづくりの手引書として、今後のまちづくりの方向性と必要な施策を町民にわかりやすく示し、町民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画し、町民とともにまちづくりを進めるための計画とします。

視点 2 まちの魅力とブランド力を高める計画

地方創生の動きをとらえ、地域の個性と資源のさらなる活用を図り、利根町の魅力向上とブランド力を高める計画とします。

視点 3 行政の経営指針として活用できる計画

地方分権時代にふさわしい持続可能な地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために、行政経営の総合指針として、簡素でわかりやすく、管理しやすい計画とします。

視点 4 国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画

国や県、広域的な行政との連携や本町の他部門の計画との整合性が確保された計画とします。特に、平成27年度に策定した「利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や平成29年度に策定した「利根町過疎地域自立促進計画」については、少子高齢化に伴う人口減少が最大の課題であると捉えられることより、整合性を明確にした計画とします。

4 計画の点検・評価

本計画は、行政のすべての取り組みを推進する指針を示す性格を有しており、全体の取り組みの中から優先順位や重点化を行う行政経営の指針として活用することになります。そこで、将来像実現に向けた主要施策に成果目標を設定し、「計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）」という行政評価サイクルの確立に向けた仕組みを取り入れた計画とします。

計画に基づく施策や事業の執行後の点検により成果を評価するとともに、町民にわかりやすく公表し、町民参画も図るなど、説明責任を果たし、限られた財源の中で予算と連動した、より効果的な事業を選択できる実効性のある計画を目指します。

5 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本町のあるべき将来像と土地利用構想を明らかにし、施策の大綱等を示すものであり、平成31年度（2019年度）を初年度とし、平成42年度（2030年度）を目標年度とする12か年の長期構想です。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示された施策の大綱を実現するために必要な手段、施策を具体化して体系的に明らかにしたものです。計画期間は、前期計画が平成31年度（2019年度）から平成42年度（2030年度）までの6か年、後期計画が平成37年度（2025年度）から平成42年度（2030年度）までの6か年とします。

社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、中間年度に、後期計画6年間に取り組むべき課題について検討を行い、計画の見直しを行うこととなります。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策・事業を実施するため、毎年度の予算編成の指針とするものです。3か年計画として、別途策定します。

第5次利根町総合振興計画の計画期間

西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
平成	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年
基本構想	12年間											
基本計画	前期6か年						後期6か年					
実施計画	3か年実施計画											
			3か年実施計画									
	3か年実施計画を毎年策定											

6 計画の策定体制

(1) 住民の参加体制

① 住民アンケート調査の実施

- 対象者：16歳以上の町民2,000人（無作為抽出）
- 施策ごとの「住民の満足度（評価）」の検証、第5次総合振興計画の目標指標、住民協働に対する町民意識の浸透具合、都市計画マスタープランに関することなどを把握し、町民の意向を計画に反映します。

② まちづくり住民ワークショップの実施

- 「住み続けたいまちにするための町民協働」の推進方法の検討、推進組織の運営方法、参加体制などについて、アイデアを収集し計画に反映します。

回数等	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公募 ・住民アンケートの参加希望者 等
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・「こんなまちに住み続けたい」をテーマに、ワールドカフェ方式で自由に討論。 ・キーワードの収集
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・キーワードごとのグループに分かれ、現状を踏まえ、どのようなことをしたらよいか検討。
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者がアイデアを進めるために、どのようなプロジェクトが必要か検討。 ・各グループの発表。

③ 中学生ワークショップの実施

○中学生を対象に、「こんなまちなら、住みたい、帰ってきたい」を引き出せるワークショップを実施し、アイデアを収集し計画に反映します。

回数等	内容
対象者	・ 中学1・2年生
第1回	・ 「大人になっても住みたいまち」をテーマに、グループで自由に討論。 ・ キーワード、実際の状況の収集。 ・ 各グループの発表。
第2回	・ 「住みたいまち」にするためには、何が必要であるかについて、グループでアイデア出し。 ・ 各グループの発表。

④ パブリックコメントの実施

○本計画案について、町民の意見を把握するため、パブリックコメントを実施し、その結果を本計画に反映します。

(2) 審議会の設置

利根町振興計画審議会条例に基づき、審議会を設置し、計画案について審議します。

審議会のスケジュール予定

	協議内容
第1回	・ 正副委員長選出、策定方針、スケジュール ・ 住民アンケート調査、まちづくり住民ワークショップ、中学生ワークショップの報告 等
第2回	・ 基本構想案 等
第3回	・ 第4次4期基本計画の検証報告 ・ 基本計画案 等
第4回	・ 基本構想・基本計画最終案 等
第5回	・ パブリックコメントの報告 ・ 基本構想・基本計画原案 等

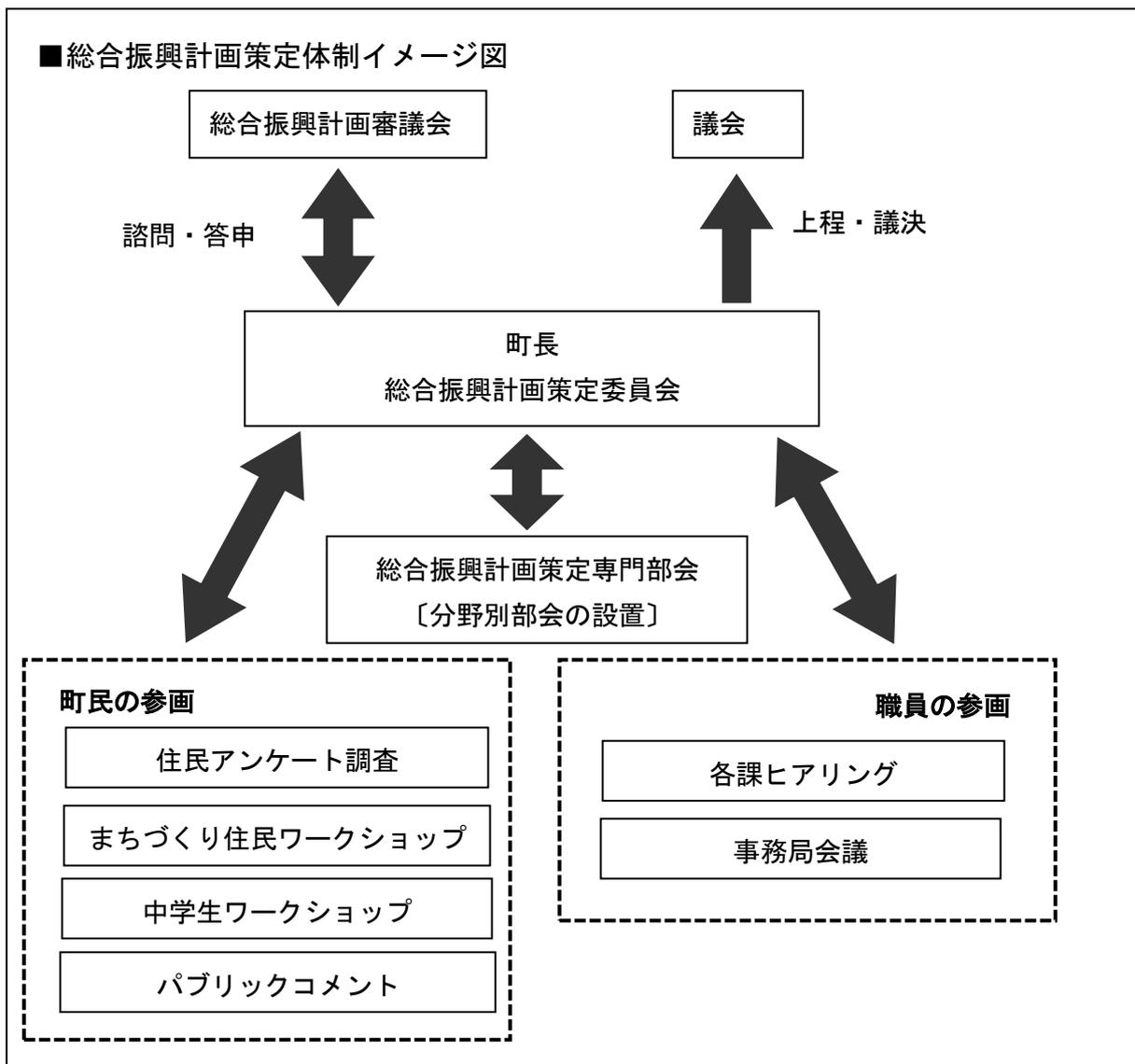
(3) 庁内の策定体制

① 町長・教育長ヒアリングの実施

○利根町の課題、本計画の方向性、基本計画の重点施策、行政経営方針などについて、トップの考え方を把握し、本計画に反映します。

② 庁内体制

○より実効性を高めるため、職員が参加する「策定委員会」及び「専門部会」を設置し、全庁体制のもとに本計画を策定します。



7 計画の策定

第5次利根町総合振興計画策定方針に基づき、現状分析の結果、町民の意向、職員の意向などを総合的に勘案し、「第5次利根町総合振興計画（素案）」を作成し、各種策定組織等における検討結果などを踏まえ、内容の補修正作業を実施し、「第5次利根町総合振興計画（原案）」として確定します。

第5次利根町総合振興計画の構成イメージは以下のとおりです。また、構成等は町長の意向や今後の事務局協議、各種会議等を経て変更していきます。

計画の構成イメージ

第1部 序論	第1章 計画策定にあたって	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 計画の視点 3 計画の構成と期間 4 これまでの取り組み状況
	第2章 利根町の概況	<ol style="list-style-type: none"> 1 利根町の概要 2 社会・経済動向 3 町民の意向 4 利根町の主な課題
第2部 基本構想	第1章 まちづくりの方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 まちづくりの将来像 2 将来像実現のための基本方針
	第2章 計画の基本フレーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 将来フレーム 2 土地利用基本構想
第3部 前期基本計画	第1章 重点プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の推進 ・特色ある教育の推進 ・保健・医療・福祉の充実 ・だれもが住みよいまちの推進 ・産業の振興
	第2章 分野別計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全で快適な住みよいまちづくり 2 安心して暮らせる人にやさしいまちづくり 3 豊かなところと創造性あふれるまちづくり 4 活力に満ちた人のふれあうまちづくり 5 町民によるあかるいまちづくり

*重点プロジェクトは、現段階の案です。町長の意向、総合戦略、過疎地域自立計画を踏まえ、検討していきます。

第5次利根町総合振興計画計画策定 スケジュール

	平成29年度												平成30年度											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
計画準備及び基礎調査																								
基礎調査等		←				→																		
町長・教育長ヒアリング									←	→														
現計画の検証、評価								←	→															
住民意向																								
住民アンケート調査		←						→																
まちづくり住民ワークショップ							←	→																
中学生ワークショップ									←	→														
計画素案の策定																								
基本構想案										←	→													
基本計画案													←	→										
パブリックコメントの実施																		←	→					
計画書・概要版の編集																						←	→	
(町議会)																								
審議会										①			②			③		④			⑤			
策定委員会										①			②			③		④			⑤			
専門部会												②				③								

参考(会議内容)	①	②	③	④	⑤
町議会			・経過報告	・議決	
審議会	・正副委員長選出 ・諮問、策定方針 ・各種市民意向報告	・基本構想	・基本計画	・議決計画案決定	・答申 ・計画決定
策定委員会	・正副委員長選出 ・策定方針 ・各種市民意向報告	・基本構想	・基本計画	・議決計画案決定	・計画決定
専門部会		・体系、施策の検討 ・基本構想	・基本計画		